

令和5年度第2回静岡県企業局経営評価委員会 会議録

日 時	令和6年2月8日(木) 14時00分～15時30分
場 所	県庁別館9F 特別第二会議室
出席者	<p>【委員(敬称略、五十音順)】</p> <p>石巻幹子、鎌田素之、上坂美乃、内藤伸二郎、樋口徹、古郡英治、山田慎也、山本麻美</p> <p>【事務局】</p> <p>川田次長、尾崎参事、岩井経営課長、小南水道企画課長、福石地域整備課長、遠藤東部事務所長、青山西部事務所長 ほか</p>
議 題	榛南水道の大井川広域水道との事業統合 ほか
配布資料	別添のとおり

開会あいさつ 川田次長

議事

(樋口会長)

本日の議題は、報告事項6件です。

事務局から報告事項1から6の説明を行い、一括して質疑といたします。

それでは、次第に沿って、報告事項の説明をお願いします。

(経営課長)

報告事項1「榛南水道の大井川広域水道との事業統合」について報告いたします。資料の1ページを御覧ください。

昨年度の第2回経営評価委員会で御報告させていただいております、企業局の榛南水道(御前崎市と牧之原市に用水供給)と大井川広域水道企業団の大井川広域水道(御前崎市、牧之原市を含む7市(その他 掛川市、菊川市、藤枝市、焼津市、島田市)に用水供給)の事業統合につきましては、令和11年度の統合を目標としております。来年度から、両水道を接続する管路の布設工事に着手する予定です。

事業統合にかかる経費は原則2市の負担となりますので、今後とも2市の負担軽減に向け、関係者と調整してまいります。

それでは、「2(1)事業統合の概要」を御覧ください。

表の上から2番目、統合方法としましては、企業団が企業局施設の一部を引き継ぎ、大井川広域水道として経営していく形になります。両施設を2箇所接続し、(水源は)大井川広域水道の水源である大井川の表流水に一元化され、榛南水道の浄水場等の不要となる施設は廃止いたします。

次の費用負担ですが、原則 2 市の負担になり、不要施設の撤去に要する費用には、まずは榛南水道事業清算後の残金を充当いたします。

統合のメリットですが、事業統合しない場合と比較し、約 160 億円の施設更新事業費が削減される見込みです。

「(2) 事業統合に係るスケジュール」を御覧ください。

接続管路等の施設整備については、事業主体が企業団となりますが、既に基本設計が終わっておりまして、現在実施設計を進めております。来年度から工区を分けて、順次、実施設計・工事を進めてまいりまして、完了は令和 9 年度を予定しております。なお、工事につきましては、企業団から受託して企業局が実施いたします。令和 10 年度に洗管・充水等を行い、令和 11 年度から統合後の大井川広域水道として給水を行っていく予定です。榛南水道施設の撤去や管路の充填処理については給水を切り替えた令和 11 年度以降実施する予定です。

「(3) 2 市の負担軽減に向けた対応」を御覧ください。

企業局では、これまでも県水資源課とも連携し、国に対して水道広域化にかかる交付金制度の充実を要望しており、今後も引き続き要望を継続してまいります。また、できる限り不要な管路は撤去せず、流動化処理土を充填する処理について、管路が埋設されている道路等の管理者と引き続き協議を行っていくこととしております。

報告 1 は以上です。

次に、報告事項 2 「ふじさん工水への官民連携導入に向けた取組の進捗状況」について報告します。資料の 3 ページを御覧ください。

ふじさん工水への官民連携の導入につきましては、前回の経営評価委員会でも御報告させていただきましたが、本年度は、PFI 法の規定に準じて事業者募集の手続きを進めております。具体的には、マーケットサウンディングにより民間事業者の意見を聞きながら、本事業の基本的な条件等を定めた実施方針、それから、事業を行うにあたって企業局として必要とする水準等を定めた要求水準書案を作成し、昨年 10 月に公表しました。

これに対し、民間事業者から 200 件を超える意見や質問をいただき、これらを参考に要求水準書や落札者決定基準、契約書案等の資料を作成し、1 月 19 日に入札公告を行いました。

「2(1) 対象業務」ですが、前回は報告させていただきましたが、水運用の変更に伴い新たに整備するポンプ場の設計、施工、それから管路を除く富士川浄水場等の既存施設と、新たに整備するポンプ場の運転維持管理が対象業務となり、事業期間は令和 12 年度までを予定しています。

また、今回の業務終了後の令和 14 年度以降に施設の本格的な更新に着手していく予定ですが、運転維持管理業務を通じて得た知見を活かして長期更新計画

を策定することも、業務の対象としております。

なお、国においては、官民連携を推進するため、新たにウォーターPPPという考えを打ち出しており、一定の事業規模を有する工業用水道は、このウォーターPPPの導入が国の補助金の採択要件となる見込です。

具体的には、ウォーターPPPは、長期契約や性能発注、維持管理と更新の一体マネジメント等の導入が原則とされておりますが、国との意見交換においては、本事業はウォーターPPPに該当するとの見解をいただいております。

次に「(2)事業者の選定方法」ですが、本事業は規模が大きいことからWTO案件となるため、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定いたします。ただし、性能発注となり、要求水準の達成手段は民間に委ねられることから、金額だけでなく民間企業からの技術提案を審査しますが、この審査を行うため、新たに、外部有識者と企業局職員で構成される事業者選定委員会を設置いたしました。外部有識者のうちの1人は経営評価委員会から樋口会長に就任していただいております。

技術審査は新ポンプ場の設計・施工に関するものと浄水場等の運転維持管理に関するもの、併せて33項目について審査を行います。技術審査点を200点満点、価格審査点を100点満点とし、合計点が最も高かった事業者を落札者とすることとしております。

次に「(3)要求水準達成の担保」ですが、運転・維持管理業務については、要求水準の確実な達成を担保するため、事業者によるセルフモニタリングと職員によるモニタリングを実施することとしています。職員によるモニタリングは、日常モニタリングと定期モニタリング、随時モニタリングを予定していますが、このモニタリングにより要求水準の未達を確認された場合には、事業者に対して是正を要求し、それでも達成できない場合にはペナルティとして委託料を減額することとしております。

これらの内容はモニタリング基本計画としてとりまとめ、入札公告に併せて公表しております。

最後に「(4)スケジュール」ですが、民間事業者が技術提案書を作成するにあたり、要求水準書の内容等について確認を行うため、3月下旬から4月にかけて技術対話と現地調査を行う予定です。

これらを経て6月28日までに提案書を提出していただき、8月上旬に入札と選定委員会を行い、落札者を決定、8月下旬に契約し事業開始というスケジュールとしています。

報告2については以上です。

続いて報告事項の3「企業局におけるアクティブ広報の取組」について報告します。資料の5ページを御覧ください。

企業局では、企業局事業に対する県民の皆様の理解を促進するために、本日参考資料としてお配りしております企業局情報通信誌（Kリリース）の発行や、各事務所での浄水場見学等を通じて広報活動を行っております。

今年度は、更なる広報の取組として、局内横断のアクティブ広報推進チームを発足し、富士市内の小学生向けに動画を作成しました。

具体的には「2 概要」に記載のとおりであります。まず広報のポイントといたしまして、企業局の経営努力、運営の工夫をPRする内容となること、環境教育・社会教育の場で活用できるような分かりやすく使いやすい資料を目指すことといたしました。

次に、テーマといたしまして、経営評価委員会でも何度か御説明させていただいております、既存設備を最善の方法で運用する取組・工夫である「ふじさん工業用水道事業の統合」といたしました。

そして、広報のターゲットでございますが、こちらは富士市内の小学生といたしました。これは、小学生にも分かりやすい資料を作成することで、子ども達への説明を通じ、間接的に地域の大人達（関係者）にも分かりやすくPRすることを目指しました。

実際の広報媒体といたしましては、アクティブ広報推進チームのメンバーで協議した結果、先生方が授業で使いやすいように動画を作成することといたしました。小学生には工業用水道自体がなじみの薄いものと考え、まず富士市ではなぜ工業用水道が導入されたのか、工業用水はどうやって作るのかを説明し、その後、ふじさん工水統合のメリットに移る作りといたしました。

「3 実績と今後の予定」について、であります。まず作成した動画を小学生を対象にした浄水場見学や、企業局OBで構成しております災害サポーターの研修会で視聴していただきました。ナレーションが早い、専門的な言葉が分かりにくい、などの御意見をいただきましたので、動画をさらにブラッシュアップいたしました。

そして、動画の展開方法を模索するために、県と市の教育委員会等に問合せを行いました。その結果、富士市の教育委員会から富士市の小学校で使用する副読本に来年度から動画のQRコードを掲載していただけるようお話をいただきました。そのほかにも記載のとおり展開してまいります。

それではせっかくの機会でございますので、実際に職員が作成した動画を御覧ください。

動画を御覧いただきありがとうございました。

今後、他の地域でも、各地域における工業用水道、水道事業の背景を踏まえた広報資料を作成し、それぞれの地域の方々へ企業局の経営努力・運営の工夫をPRしてまいります。

私からは以上となります。

(水道企画課長)

水道企画課長の小南と申します。

私の方からは、引き続き報告事項の4と5の御説明をさせていただきます。

まず7ページを御覧ください。「浄水発生土を園芸用土に加工し有効活用する業者の決定」について報告いたします。

浄水工程を行うために発生する浄水発生土は、基本的に産業廃棄物として処分することになっております。この処分費用が多額であり、経営を圧迫している状況であります。企業局では、昨年12月に厚原浄水場の浄水発生土を有効活用するため公募型プロポーザル方式により業者と契約いたしました。

現在、発生土の加工装置の設計に着手しておりまして、令和6年、今年の10月から加工装置の稼働を目指しております。

2の「概要」、厚原浄水場の「これまでの浄水発生土の処分」状況ですが、厚原浄水場では年間で8,800t浄水発生土が発生しております。このうち現在、7,800tを産業廃棄物として処分しており、この費用が1年間で1億5,000万円かかっております。また、一部1,000tほどになりますが、植生基盤材の材料として、1t当たり10円程度で販売をしております。そのユーザーに販売している部分が、年間で1万6,000円ほどになります。

(2)の今回の取組でございますが、発生土加工装置の設計・施工、運転・維持管理、DBO(デザインビルドオペレート)で、更に、加工土の販売までを含めた、一括発注を行いました。この一括発注をすることにより、園芸用土の加工、肥料等の配合など、民間企業の持っているノウハウを活用いたします。

また加工してできた園芸用土につきましても、企業の持つ販売網を使いまして、販売することとしています。

また最終的な目標としましては厚原浄水場の産廃処分費をゼロにすることを目指しております。

3の「今後の予定」ですが、今回の厚原浄水場での取組を、浄水発生土の性状の異なる企業局の他の浄水場でも展開していけるように検討してまいります。

報告の3は以上です。

次に9ページをお開きください。

「管路更新における新工法を取入れた施工」について、企業局では、管路の更新にあたっては、工事費の削減に繋がる工夫や新工法を取り入れております。静清工業用水道の管路更新工事では、既設管路を活用したパイプインパイプ工法と管更生工法を採用いたしました。この二つの工法について御紹介をいたします。

2の「概要」ですが、今回採用した二つの工法は、既設の管を使うことで、工期の短縮が図られ、また、道路掘削が一部不要となるメリットがございます。

今回の工法は仮設工に費用がかかる場合や、埋設物の移設が困難な場合などで有効な工法となります。

今回施工したところの現場の状況につきましては、工事現場は地下水位が高く薬液注入などの仮設工が必要となる、工事費用が非常にかかることが予想される現場となっております。また、交通量が多く交差点部には水道、下水道、ガス、中電のケーブルやN T Tのケーブルなど多数の占用物件があり、移設する場合の調整と、多額の移設費が想定される現場でございます。

そして三つ目と四つ目に記載されていることが、この二つの工法で施工する必須の条件となっております。

三つ目の記載でございますが、送水ルートが複数あり当該地区の長期間の断水が可能であることが条件であります。またもう一つは、ダウンサイジングすることが可能な区間であることが必要な条件となります。どちらも、既設管の中に新しい管を作ることから、使用水量が減ることになります。現状、工業用水の使用量も減っていることから、ダウンサイジング可能であるところが条件となってきます。

(2)のパイプインパイプ工法ですが、これは既設管の内側に新しい管を挿入する方法となります。イメージ図の通り、左側が施工する区間の起点になります。そこから終点側に新しい管を挿入するため、起点側には新しい管を挿入するための立坑が、終点側には管の受け側の立坑が必要になります。また、出来上がった既設管と、耐震管の隙間については、モルタルなどで充填をいたします。

この方法は、1、2週間程度の断水が可能な場所で管径のダウンサイジングが可能な場所で有効な方法となります。

ただし直管を押し込んでいく工法ですので、既設管に曲がりがあった場合には、その都度、立坑を設置する必要があり、施工に当たっては、十分な調査が必要な工法となっております。

二つ目の(3)は、管更生工法についてです。

これは既設管の内側に樹脂硬化管を形成させる方法です。この樹脂を硬化管に形成させる方法にはいろいろなものがございますが、今回はイメージ図の御覧の通りライニング材というものを、水圧を入れながら、到達立坑まで挿入し、次に水圧をかけて、既設の管に密着させるようにします。その後、硬化させるために温水を入れて硬化をさせるという方法になります。

この方法ではユーザーとの調整で1日から2日程度の断水で、施工が可能な場所で有効な方法となります。この方法は、先ほどのパイプインパイプ工法と

違いまして、曲がっていても、施工できるところが特徴となっております。

資料に施工前後の写真がついております。施工前は、錆こぶが出来ているものが右の写真のような形で、樹脂硬化管に形成されます。

また、この二つの方法について、職員の技術力の向上等を図るために現場研修を実施いたしました。

企業局といたしましては引き続き現場の状況を勘案しながら、最新・最適な工法を採用し、コスト縮減、業務の効率化を図っていきたいと思います。

私からの説明は以上です。

(地域整備課長)

11 ページを御覧ください。

私からは、地域振興整備事業の状況についての資料により、工業用地の開発に向けた取組と広報の取組の、大きく2点について報告をいたします。

現在、企業局が事業化している地区は、(ア)(イ)の2地区です。いずれも、進出企業を事前に決めて、その進出企業から分割で資金をいただきながら、造成事業を進めるオーダーメイド方式を採用しております。

牧之原萩間工業用地については、「状況と予定」の項目に記載の通り、昨年12月18日に用地買収に向けた地元説明会を開催し、先月後半から用地買収に着手しております。今後につきましては、今年の10月までには造成工事に係る実施設計を完了させ、1年後の令和7年3月までには造成工事の発注をしたいと考えております。

長泉東野工業用地についても、「状況と予定」の項目を御覧ください。1月24日に進出企業との土地売買契約を締結し、1月26日には造成工事に係る入札公告をしております。今後進めていく造成工事の期間は、来年3月までの1年間を見込んでおります。

続いて、事業実施に向けて準備中の地区を1地区、紹介いたします。

旧岡部町に所在する藤枝市内谷(うつたに)地区でございます。この地区については、令和4年度に、藤枝市が開発可能性基本調査を実施しております。(2月と記載のある部分は6月に修正をお願いします。) 昨年の6月に、藤枝市の北村市長が市議会におきまして、この地区で工業用地の開発を進めていくという方針を発表されました。現在、市による地元調整が進められており、市から正式に企業局に対して御依頼いただければ、開発に向けた協議をスタートさせる予定でございます。

次のページを御覧ください。

企業局では、の「工業用地等開発可能性調査費補助金」の制度を活用して、新たな工業用地候補地の掘り起こしを進めております。

開発可能性の有無を確認するため、初期の段階で行う基本調査について、令和5年度は沼津市、三島市の2地区で行っており、基本調査の次の段階で行う詳細調査については、湖西市内山地区で、令和4年度から5年度の2年間実施しております。内山地区につきましては、年度末に提出される詳細調査の報告書の内容を踏まえ、湖西市と事業化に向けた具体的な調整を進めます。

また、令和6年度については、富士市、三島市、磐田市から、企業局の補助金を活用して、基本調査を行いたいという要望をいただいております。補助金交付の決定に向けて、ヒアリング、現地調査などを進めてまいります。

最後に、大学における講義です。令和3年度から取り組んでおります。企業局事業の広報の強化を目的に、小泉経営評価委員の御協力をいただき、地域振興整備事業を中心として、企業局事業についての講義を大学生向けに行いました。講義のテーマは「まちづくりと工業団地の整備」ですが、水道事業、工業用水道事業の経営革新取組などについても紹介しております。

今年度は既に3回、講義の機会をいただいておりますが、昨年度までは、コロナの影響もあり、Webでの講義のみであったところ、今年度は職員を大学に派遣し、対面での講義も実施しております。

学生からの感想と質問については資料記載の通りですが、質問に対しては、大学を通じて回答しております。

今後も小泉委員の御協力をいただき、この取組を継続したいと考えております。

報告は以上です。

(樋口会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のあった内容について御意見等があればよろしく申し上げます。

(挙手なし)

では私から一つ質問させていただきます。項目1について、事業統合する場合、建設費などで更新事業費約160億円が削減されるということですが、他にも運営コストがどれくらい削減できるか教えてください。

(経営課長)

運営コストについては、今後60年という前提で、企業局が榛南水道を維持した場合は約90億円。企業団に管理を移した場合は、約10億円コスト削減できると試算をしております。

(山田委員)

項目2について、PFIを導入することによる経済的な効果は、前回の会議でもVFMがなかなか出にくいかもしれないという話題があったと思いますが、実際にどの程度の削減効果が期待できるのでしょうか。

新聞報道で、7年間で3億5,000万円削減という数字を見ましたが、それが期待できる効果ということでしょうか？

(経営課長)

県がそのまま従来の方で運営した場合、新ポンプ場の整備費と官民連携の対象になっている施設の運転維持管理費を含め、約98.3億円の経費がかかると試算をしております。そのうち、新ポンプ場の整備が66.9億円、施設の運転維持管理費が31.4億円になります。

整備費の方については約3.5%のコスト削減ができ、運転維持管理費については約3%のコスト削減ができるという試算をしているところでございます。

(山田委員)

先ほどウォーターPPPについて説明がありましたが、民間活力を導入する新しい挑戦という点でも、非常に良い取組内容で評価できます。

実際に運営すると課題も出てくると思いますが、そういった課題を検証しながら官民連携を定着させていくことが非常に重要だと思います。

その際、受託する民間側の業務をできるだけ効率的にすることが非常に重要な点になってくると思いますが、今後の視点として、例えば浄水場の運転維持管理業務を、ほかに同様の施設業務があれば、バンドリングして発注するというのも、検討に値すると思います。

榛南水道についても県だけでなく市とも連携して実施されていますが、例えば同一エリアに似たような業務があれば共同で一括発注すると、受ける事業者のスケールメリットが出て、発注コストの削減に繋がるのではないかと思います。これは浄水場の運転だけではなく、管路更新工事にも言えるのではないかなと思います。今後、もう一步突っ込んで考えていくと、いろいろ可能性があるように思いました。

(山本委員)

動画について、非常にわかりやすく良かったです。学生向けの授業についても将来の雇用に繋がっていくもので良い取組だと思いました。

広報の展開先に工業用水ユーザーとあるのでお聞きしたいのですが、工業用水は工場内の生活用水、トイレなども対象になってると思いますが、有事の際

の対応内容を事前周知しているのか教えてください。

（水道企画課長）

一昨年の台風の際に静岡市の取水口が流木で使えなくなったため、緊急的に工業用水を水道に利用できる転換をいたしました。

これは非常事態の対応であり、工業用水は、飲料水として使える水ではないので本来はできません。水利権を持っている国土交通省から許可を得て緊急的に出来たことであり、非常時でないとは認められないものですから、広報的に入れることは難しいと考えております。

（山本委員）

緊急対応については分かりました。お伺いしたのは、飲料的なものでは無く、例えば、トイレの断水が能登半島で問題になっていますが、大地震の後には、技術職員の方は管路の調査に入ると思いますが、そういった有事の際、地震のあと管路チェックの期間がどのくらいありますよ、など、その後どうなるのかの情報を出せばユーザーからの問合せの件数が減り、職員の業務量が減るのではないかと考えますがどうでしょうか？

（水道企画課長）

県内で地震が起こった場合、給水先の市町やユーザーがネット上でどこが被害を受けて、現在、どういう被災状況でいつ復旧するかなどの情報を見ることができるようシステムを組んでおります。県のGISにも情報を載せてパソコンやスマートフォンでも見られるようなシステムを組んでおります。

（尾崎参事）

今どこが破損して、あとどれくらい復旧にかかりそうだという情報をユーザー側が随時見れるシステムになっております。そのシステムを用いて年に何回かユーザーと訓練しており、参加率も8割くらいと高い状況です。

また、清水の台風のときの話になりますが、トイレが非常に困っており、工業用水を何とか使えないかという話がありました。そこで、ユーザー向けに地域住民の方に工業用水を提供していただいて結構ですという通知を直ぐに出しました。さらに、企業局でも浄水場で来場した住民に生活用水として提供したところでした。今後も有事に対応できるようマニュアルを改定しております。

（鎌田委員）

能登の件でも耐震化等の問題でかなり長い期間断水になったので、この機会

に耐震計画の練り直しなど速やかに進めてもらえればと思います。

項目2のふじさん工水の件ですが、民間と連携して事業を運営する動きが出てきていますが、一方で水道に関わる職員数は当然変わっていません。民間に委託してこの後ずっと上手くいくかということ、私はそんなに上手くいかないのではないかと個人的な感想を持っております。その上で水道や下水道に関わる人を増やすという意味では、大学との連携が非常に重要だと思います。水道業界、下水道業界の人材の確保、関連業界になるべく若い人が興味を持ち活躍いただくことが大事だと思いますので、ぜひ継続的にやっていただきたいと思っております。

それから民間企業に対してはコスト削減も大事ですが、企業も自分たちでやりやすく、利益が取れないと事業が続かないと思います。コスト削減は大事ですが、削減しすぎると厳しいことはいろいろ出てくるかと思っておりますので、ぜひ創意工夫を評価していただいて、コスト以外も含めて評価を頂きたいと思っております。

最後に質問ですが、動画は、県の職員の方で作られたか、外部委託しているのかについてお伺いします。

別の事業体で同じようなものを作られているケースでは、結局、特定の職員が頑張り、その職員のスキルに頼っているところがあって、サスティナブルじゃないなと思っております。職員が変わると続編ができないのは問題かと思っております。今回の動画は非常に良かったと思っておりますので、もし職員が作られたのであれば、それが持続的に続くような形で、しっかり予算を確保してやっていただきたいと思っております。また、せっかく小学生等を対象にするのであれば、工業用水と水道水の違いについても、最後に、飲めるか飲めないかとしっかり説明をしていただくと、水道の重要性についてもわかっていただけれるかと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

(川田次長)

動画につきましては、職員が作成いたしました。作成の過程につきましては、御指摘の通り、特定の職員のパソコンスキルに頼っているところがございます。当然ながらサスティナブルで無いと私どもも認識しております。今後、他の地域でも同様の展開を考えており、今のメンバーで、どうやったら次の展開をできるかという話と、技術的に他の人が関わるために、パソコンはどのようなものが欲しいとか、ソフトはこういうものが必要など、今詰めております。

(経営課長)

ふじさん工水の官民連携の関係で、民間事業者の創意工夫を評価するという

お話いただきまして、資料2の(2) 技術審査点と価格審査点の200:100というところで、技術審査点の方を重視した採点をするということで考えております。

(尾崎参事)

耐震化につきましては、今は水道料金だけなので値上げを伴うような耐震化を急激に進めることが難しい状況ですが、6年度から上水道事業が国土交通省の方に移管されて今回の能登の件も既に国土交通省が対応しております。

国土交通省は公共インフラのプロであり、国土強靱化の目標が60%であることから、補助が拡充されることを期待しており、国交省に要望していきたいと思っております。

人材につきましては、主に土木とか電気の技術職員が多いのですが、特に土木の技術職員が入ってこない状況です。ただし、今は、毎年毎年、新規採用職員を2人ずつ程度、企業局に充ててほしいと要望し、将来に繋げていこうと人材的にも配慮しております。

(石巻委員)

鎌田委員と重複するところがありますが、官民連携を進めるのは良いことですが、それにより県の職員の技術力が落ちてはいけないと思っております。県の職員の資質を担保するような取組を官民連携の事業と併せて行い、それが見えるようにしていただければと思っております。

(経営課長)

職員の研修につきましては、今も研修体制をしっかりと組んで実施しております。また、官民連携を導入してまいりますが、今回の委託の7年間については正規の職員を減らさずに、しっかりと民間企業のモニタリングをするという中で、職員の技術の維持を図っていきたいと考えております。

それから、民間事業者から、逆にノウハウを職員が吸収するということも期待しているところですので、委員御指摘の点はしっかりと対応してまいりたいと思っております。

(石巻委員)

そのような内容を資料に補足して記載いただけると、委員会で議論できますので今後は記載をお願いしたいです。

(尾崎参事)

官民連携を進めていくと、職員の技術力がどうなるか私自身も非常に危惧しているところです。しかし、官民連携を進めないでおりますと、自分の組織だけではもう賄いきれない状況になることは分かっておりますので、民間への展開は、少しずつやらなければならない中で、我々も高度な部分を理解してしっかり対応できるような技術力を持たなければならないと考えています。その辺りが非常に大きな課題であると思っています。また、全てを民間へ急に委託することはできないと思っていますので、一つずつ少しずつ進めて徐々にモニタリングをしながら検証しながら、技術力もしっかり持ちながら進めていきたいと思えます。

(内藤委員)

浄水発生土の有効活用について確認とお願いがあります。最初にお願いです。資料の一番下の、「3 今後の予定」のところに書いていますとおり、浄水発生土は性状がそれぞれの浄水場によって異なるというのは承知をしています。本市において、浄水場における産業廃棄物の処分費用を削減できないかということで取り組みを進めていますので、企業局の取組みについて担当部局に教えていただけたらと思っています。

それからもう1点は確認です。この同じ資料2の(2)のところの三つ目ですが、取組みの内容として、発生土の加工装置の設計施工、維持管理となっていますが、建築業界の専門紙の報道と異なっているように思う箇所があるので、作成資料通りの発生土加工装置の設計施工から維持管理までだということの確認をさせて下さい。

(水道企画課長)

委員御発言のとおり、加工装置の運転維持管理の方を委託しております。全て一括にしたのは、民間が持っているノウハウをなるべく生かしたい、特に機械から製品を作るまでにつきまして、需要のある肥料の配合は民間でない分かりませんので、そういったノウハウを活用するために全て一括で発注をいたします。

(古郡委員)

工業用水の問題ではありませんが、水を使用するユーザーは、水を排水しますし、そういったユーザーは、企業のBCPを策定する際に、例えば工業用水の供給がストップしたらどうするのか、自分のところで操業ができなくなった場合どうするかなど、一定の規模のユーザーは全部計画しています。こう

したことを踏まえた上で、企業局とユーザーの間に災害時等の対応について一定の合意形成が行われているか教えてください。

例えば富士の場合、工業用水についてはおそらく南海トラフが起きたとしてもユーザーよりも工業用水の方が復旧が早いと思いますし、被災のレベルも低いのではないかと考えており、さらに、いざとなればユーザーは地下水を使えば良いとは思いますが。一方で、排水については、難しい問題があり、企業局ではない岳南排水路管理組合が管理しています。大手企業は、供給された工業用水をほぼ岳南排水路に排水していますので、その岳南排水路が使用不可能になってしまった場合にどうなるかという疑問があります。このことについて、関係者と話をしましたが、水濁法に基づく排水は何らかの対応ができますが、岳南排水路は市とユーザーが協定を結んでおり、協定により、有事において、しては駄目なこと、こうすべきであること等の確認は充分でなく、企業がBCPに基づいて復旧して事業が継続できるようになったとき、排水はできないということになると、その時はどうなるのか心配です。

それぞれの行政は、ある程度基本的な確認事項はできていると思いますが、ユーザーは意外とどうしたら良いのか知らないのではないかと思います。そのため、工業用水の場合も、地震等の大きな災害が起きて供給が難しくなったようなときに、例えば、全ての管が健全な状態に戻らなければ供給しないのか、一部でも使えるところがあれば使わせるのかということ、何らかの形でユーザーに知らせておいた方が良いのではないかと思いますので、もしそういった取組をされていれば、お話いただきたいです。

(水道企画課長)

先ほども少しお話いたしました、ユーザーにはネット上で被災した現場のところを写真とか復旧がいつになるか分かるように情報の提供をしております。今委員の御発言のとおり、被災状況や、復旧情報などを、その中で見てもらうようにしております。それから、ユーザーも含めたメールを使った情報訓練を年に1度実施しており、その中で、メールのやり取りもそうですが、ユーザーの方には、ユーザー出口のところに必ず止水するための弁がございますので、有事の際にはそれを止めてくださいとお願いしております。これは、災害時に止水するための弁が開いていますと、ユーザーの方に溜まった水がどんどん流れて、二次被害を及ぼすことがあるため、それを防止するために弁を閉めて下さいとお願いをしております。

(古郡委員)

ネットでの情報提供の場合は、そこにアクセスしないと出てきません。そう

ではなく、ユーザーは契約関係にあるので、こういうときにはこうするという
ことを事前に合意形成しても良いと感じました。細かいことまで全て想定する
ことは難しいので、工業用水の存続、それから経営に関わるような事態が起き
たとき、それから、ユーザーの方での今後の操業に関わる事態に大きく影響す
るようなときなど、大災害が起きて双方に何らかの課題ができたときには何を
するべきかを事前に共有しておいた方がよいのではと、先日、一部のユーザー
の人と話をしたときに、出てきたので発言しました。

(水道企画課長)

参考にさせていただきます。

(樋口会長)

5ページの広報の取組について、いろいろな企業でも YouTube のチャンネル
を作っており、授業でその案内が来たとき登録者数が 30 番目ぐら이었다ことが
ありました。せっかく動画を作ったのであれば、登録者数や閲覧者数などが
分かるようでしたら、静岡県職員の職員にもぜひ登録や閲覧してもらい、数値を伸
ばした方が、一般の方が見たときの印象が良いと思いますので、内部からでも
よろしく願います。

(山田委員)

2の概要の(3)要求水準達成の担保という項目で、モニタリングとそのモ
ニタリングに基づくペナルティによる委託料減額の仕組みをつける形になって
いますが、非常に実効性のある良い仕組みを導入したと思います。加えて、最
近、PFSという成果型報酬の仕組みも言われており、これを組み合わせる考
え方もあるかと思えます。例えば、工業用水であれば水質が何年連続で良好な
ら逆にボーナスを支給するとか、電力量の削減は非常に重要な観点なので省エ
ネの成果があればボーナスを委託料に上乘せしますよとか、ペナルティだけじ
ゃないプラスの仕組みも入っていたらより良いかと思えます。官民連携を実施
する上で、民間の意欲や創意工夫を引き出すような仕組みがあればよいかと思
います。

(経営課長)

参考にさせていただきます。

(樋口会長)

はい、どうもありがとうございました。本日の議題の審議はこれで終了しま

す。事務局においては本日の各委員の意見を参考に、各事業の推進をお願いします。各委員の皆様、どうもありがとうございました。